



児童手当における 受給者の「同居優先」認定について

児童手当は、父母が離婚協議中で別居している場合、当該父母は生計を同じくしないと考えられ、児童と同居している者を受給者として取り扱います。

このような場合で、児童手当受給者の変更が有る場合、次の手続きが必要になりますので、東海村役場子育て支援課までお問い合わせください。

1. 児童手当・特例給付の受給資格に係る申立て

「同居優先」により児童手当を受給するためには、受給資格に係る申立てが必要となります。

○手続きに必要なもの

印鑑
児童手当・特例給付の受給資格に係る申立書(子育て支援課にあります)
離婚協議中であることが確認できる書類-※1

※1 離婚協議中であることが確認できる書類の例

- ・離婚協議申入れに係る内容証明郵便の謄本
- ・家庭裁判所で発行される事件係属証明書
- ・調停期日呼出状の写し
- ・離婚裁判に係る控訴状の写し
- ・弁護士から申請者への離婚協議の進捗状況に係る報告書 等

※2 申立てをするためには、住民票上、父母が別居している、または世帯分離している必要があります。

2. 認定請求

申立ての審査後、受給資格があると判断された際には、認定請求が必要となります。申立ての際に、以下のものを御持参ください。

○手続きに必要なもの

印鑑
請求者(児童と同居している父または母)名義の金融機関の通帳またはカード
請求者の健康保険証(原本またはコピー)
請求者の個人番号が確認できる書類(通知カード・個人番号カード等)
請求者の本人確認ができる顔写真付きの身分証明書(個人番号カード、運転免許証等)

3. 注意点

以下の場合、同居優先による認定をすることができませんので、御確認ください。

- ・仕事の都合で単身赴任している等、離婚協議に関係なく別居している場合
- ・離婚協議中であることが公的な書類で確認できない場合
(本人同士の話し合いで離婚の手続きを進めている場合等)

※現在の受給者が住民票をそのままにして行方不明となった場合等は、子育て支援課まで御相談ください。

4. 手続き場所・お問い合わせ

東海村役場子育て支援課子ども家庭担当

TEL : 029-282-1711 (内線 1182)